○船橋市子育て支援センター条例施行規則

平成 12 年 9 月 29 日

規則第 95 号

船橋市子育て支援センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、<u>船橋市子育で支援センター条例(平成 12 年船橋市条例第 43</u>号)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 船橋市子育て支援センター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前9 時から午後4時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを 変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると 認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)

(使用の申請)

第4条 センターを使用しようとする者は、船橋市子育て支援センター使用者名簿船橋市子育て支援センター使用許可申請書(第1号様式)に必要な事項を記入し、市長の許可を受けなければならない。ただし、団体で使用する場合にあっては、使用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から使用しようとする日の前日までに船橋市子育て支援センター団体使用許可申請書(第2号様式)により、市長の許可を受けなければならない。

(平 28 規則 31・平 30 規則 102・一部改正)

(使用の許可等)

第 5 条 市長は、<u>前条本文</u>の規定による申請があったときは、その内容を職員に確認させることにより許可するものとする。

- 2 市長は、<u>前条ただし書</u>の規定による使用の許可をしたときは、船橋市子育て支援センター団体使用許可書(第3号様式。以下「許可書」という。)を交付する。
- 3 <u>前項</u>の規定による許可書の交付を受けた者は、センターを使用しようとするときは、許可書を提示し、指示を受けなければならない。

(平 28 規則 31・一部改正)

(使用者の守るべき事項)

第6条 <u>前条第1項</u>又は<u>第2項</u>の規定による使用の許可を受けた者(以下「使用者」 という。)は、センターを使用するに当たり市長の指示に従うほか、次に掲げる事項を 守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において喫煙し、その他火気を使用しないこと。
- (2) 使用を許可されていない施設又は設備を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで壁、柱、扉等にはり紙貼り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (4) 許可を受けないで寄附金の募集又は物品の販売を行わないこと。
- (5) 騒音を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) その他センターの管理運営上支障を来すと認められる行為をしないこと。

(平 30 規則 102・一部改正)

(設備の点検)

第7条 使用者は、センターの設備を使用しようとするときは、職員の立会いの下に 損傷の有無を点検しなければならない。 (損傷又は滅失の届出及び賠償)

第8条 使用者は、センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちに 市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、<u>前項</u>の規定による届出により施設又は設備に損傷又は滅失が認められるときは、現品又は相当の代価を使用者に請求するものとする。
- 3 賠償の請求を受けた者は、請求を受けた日から7日以内に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、期限を延長することができる。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日規則第 31 号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成 30 年 10 月 26 日規則第 102 号)

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

第1号様式

(平 30 規則 102・全改)

第1号様式

船橋市子育て支援センター使用許可申請書

年 月 日

船橋市長 あて

| 保護者等(氏名) | |
|----------|--|
| 乳幼児(ふりがな | |
| ・氏名・年齢) | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 住所 | |
| 電話番号 | |

船橋市子育て支援センター団体使用許可申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所申請者団 体 名氏名電話番号

子育て支援センターを使用したいので、使用する者の名簿及び行事の計画書を添えて 次のとおり申請します。

| 使 | 用 | 目 | 的 | | | | | | |
|---------|---|---|------|--|-----|--|------|--|--|
| 使 | 用 | 場 | 所 | | | | | | |
| 使 | 用 | 設 | 備 | | | | | | |
| 使 | 用 | 月 | 時 | | | | | | |
| 使用する者の数 | | | 保護者等 | | 乳幼児 | | 合計 | | |
| 用責任 | 住 | | 所 | | | | | | |
| | 氏 | | 名 | | | | 電話番号 | | |

第3号様式

船橋市子育て支援センター団体使用許可書

第 号 年 月 日

様

船橋市長 回

子育て支援センターの使用について、次のとおり許可します。

| 使用目的 | 内 | | | | |
|---------|--------|------|-----|----|--|
| 使用場所 | · 听 | | | | |
| 使用設備 | 前 | | | | |
| 使用日田 | 寺 | | | | |
| 使用する者の数 | | 保護者等 | 乳幼児 | 合計 | |
| 使用責 | 住所 | | | | |
| 任者 | 氏名 | | | | |